

小坂町空き家・空き地バンク設置要綱

(目的)

第1条 この要綱は、空き家及び空き地の有効活用により町への定住を促進し地域の活性化を図るために実施する、小坂町空き家・空き地バンクの設置について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 空き家 居住を目的として建築し（併用住宅を含む。）、現に居住していない良好な管理状態にある一戸建ての住宅（近く居住しなくなることが確実であるものを含む。）もしくは事業目的で建築し、現に使用していない良好な管理状態にある店舗、事務所等の単独事業所建物（近く使用しなくなることが確実であるものを含む。）及びその敷地をいう。
- (2) 空き地 町内に存する建築物の建っていない宅地又は利用されていない宅地をいう。
- (3) 空き家等 空き家及び空き地をいう。
- (4) 所有者 空き家又は空き地に係る所有権その他権限により当該空き家又は空き地の売買又は賃貸を行うことができる者をいう。
- (5) 小坂町空き家・空き地バンク 空き家・空き地の売買又は賃貸を希望する所有者等から登録された情報を、町のホームページにて公開するシステムをいう。
- (6) 事業者 宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第2条第3号に規定する宅地建物取引業者であり、所有者の指定または町の依頼により仲介する者をいう。

(登録物件の要件)

第3条 登録できる物件は、次の各号に掲げる空き家等とする。

- (1) システムの登録に関して、空き家等の所有者全員の承諾が得られていること
 - (2) 所有権以外の権利者の承諾が得られていること
 - (3) 空き家にあっては、雨漏り等重大な損壊がないこと
 - (4) 空き地にあっては、建築物を建築するための充分な面積を有すること
- 2 前項の規定に係わらず、次の各号に掲げる物件は登録することができない。
- (1) 所有者が死亡し、相続が完了していない物件
 - (2) 敷地が宅地以外の空き家等
 - (3) 前2号に掲げる物件のほか、町長が適当でないと認めたとき。

(空き家等の登録)

第4条 空き家・空き地情報に空き家等の登録をする所有者（以下、「登録者」という）は、小坂町空き家・空き地情報登録申請書（様式第1号）に固定資産税証明書及び空き家等登録要件確認表を添えて町長に提出する。

2 町長は、前項の規定により申込があったときは、その内容等を確認の上、適当と認めたときは、当該空き家等の情報を登録するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は登録しないものとする。

- (1) 登録しようとする空き家等に係る町税等の滞納がある場合
- (2) 登録しようとする空き家等の内容を事業者と情報を共有すること並びに町のホームページ並びに国土交通省が設置する全国版空き家・空き地バンクに公開することを承諾しない場合
- (3) 小坂町暴力団排除条例に規定する暴力団又は暴力団員若しくはそれらと密接な関係を有すると認められる場合

(登録物件の抹消)

第5条 町長は、次の各号のいずれかに該当するときは、当該空き家等に関する登録を抹消するものとする。

- (1) 登録者又は事業者から登録抹消の依頼があったとき
- (2) 登録内容に虚偽があることが判明したとき
- (3) 成約したことが明らかなとき
- (4) その他町長が抹消する必要があると認めたとき

(登録情報の公開)

第6条 町長は、空き家等の情報を町のホームページ並びに国土交通省が設置する全国版空き家・空き地バンクに掲載し公開するものとする。ただし、掲載期間は2年間とする。

(希望者の申請、登録者への照会等)

第7条 希望者は、空き家等の情報を利用するときは、小坂町空き家等情報利用申請書兼誓約書（様式第2号）を町長に提出する。

2 町長は、前項の規定により希望者から申込があったときは、希望者の情報を登録者に連絡するものとする。

3 登録者は、前項の規定により連絡があったときは、希望者との交渉の可否を町長へ回答するものとする。

4 町長は、前項の規定により回答があったときは、希望者に対し交渉の可否を通知し、交渉が可能なときは登録者の連絡先を併せて通知するものとする。

5 前各項の規定は、事業者が仲介する空き家等の場合は、この限りではない。

(登録者と希望者との交渉等)

第8条 町長は、前条第4項以後に係る登録者又は事業者及び希望者による空き家等の売買、賃貸等の交渉及び契約について、直接関与しないものとする。

2 契約等に関する一切のトラブル等については、登録者又は事業者及び希望者の間で解決するものとする。

(個人情報の取り扱い)

第9条 登録者又は事業者及び希望者は、次の各号に定める事項を遵守しなければならない。

- (1) 空き家等情報から知りうる個人情報（以下、「個人情報」という）を他に漏らし、又は自己の利益もしくは不当な目的のために取得、収集、作成及び利用をしないこと。
- (2) 個人情報を複写又は複製しないこと。
- (3) 個人情報をき損及び滅失することのないよう適正に管理すること。
- (4) 保有する必要がなくなった個人情報を適切に廃棄すること。

(補足)

第10条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は別に定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は平成25年5月1日から施行する。

(施行期日)

この要綱は平成29年2月16日から施行する。

(施行期日)

この要綱は平成30年3月5日から施行する。

(施行期日)

この要綱は令和3年3月5日から施行する。